

## 令和6年6月定例会 一般質問 眞鍋亜樹議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

### 「子ども真ん中社会」の実現に向けて

○眞鍋亜樹 皆様おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、無所属眞鍋亜樹の一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、三橋市長のご就任、誠におめでとうございます。

今回は市長改選後初めての一般質問でございますので、市長が公約で掲げております「子ども真ん中社会」の実現に向けて、市長が挙げられている事業とともに、私が重要と思っている3事業への認識や方向性についてお聞きいたします。

令和5年4月、こども家庭庁が設置、こども基本法が施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、国を挙げて取り組まれているところでございます。

こども大綱によりますと、「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である」とされており、子ども・若者が健やかに成長することで、将来にわたって幸せな状態、つまり子供時代だけでなく人生を通して幸せな状態が続く社会ということで、「こどもまんなか社会」は全ての世帯を幸せに導くことが示されており、

今回の質問におきまして、第2項目、学校に行きづらい子供たちの居場所づくり、また第3項目、子供の遊び場である都市公園の整備状況についてもお聞きしながら、この香芝市においてどのように「こどもまんなか社会」を形成されていくのか、具体的な方向性をお聞きしたいと思っております。

では、質問に移ります。

第1項目、「子ども真ん中社会」の実現に向けて。

第1項目では、市長ご本人に、市長が公約に掲げる「子ども真ん中社会」の実現に向けて、以下3つの事業への見解をお聞きいたします。

まず初めに、中項目1、子供に関する条例の制定について。

子供に関する条例は、子供たちの権利と福祉を保護し、健全な成長と発展を支援するための重要な法的枠組みであります。子供に関する条例といいましても幾つかの種別に分けられ、大きくは4つに分類されております。1つ目、青少年健全育成条例、こちらは青少年の健全育成を目的として、青少年に対する有害行為等を規制することを主たる内容とする条

例であります。2つ目、子供の権利に関する条例、こちらは令和6年、児童の権利に関する条約が我が国で批准されたことを受けまして、子供の権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的として制定されている条例であります。3つ目、子ども・子育て支援に関する条例、子供に関する施策、子育てに関する施策等を推進するため、基本理念、自治体等の責務や役割、施策の基本方向等を定める条例であります。4つ目、子供に関する個別条例であります。子供に対する虐待、いじめ、受動喫煙、読書活動、表彰、ゲーム依存、食育等の個別分野の施策について規定する条例であります。

令和に入ってから制定されたものの中には、子供の居場所の確保について規定するものが多く見受けられます。香芝市におきましても、ただ理念を上げるだけにとどまらず、時代の必要性に合ったもの、本市の財産となり得るものを残していかなければならないと考えます。

香芝市におきまして、令和5年9月定例会に前市長より「本市においても子供に関する条例の制定について取り組んでいく」とのご答弁がありましたが、令和6年3月の定例会に確認しましたところ、「こども基本法に基づき、子供の意見を聞きながら施策推進を進めてまいりたい」とのことで、具体的にはまだ取り組まれていない状況でありました。

市長の改選が行われました今、本市における子供に関する条例の制定についての見解を三橋市長にお伺いいたします。

壇上からの1問目といたします。

○市長 ただいまの眞鍋議員の質問にお答えをいたします。

地方行政に関する施策につきましては、条例に規定すべき事項と条例に規定することが適さない事項とがございますので、議員のご提案の趣旨が果たして条例の制定に適するものであるのかどうかについては検討の余地があるものと考えております。決して条例制定が一部の他の地方公共団体において見られるように、まるで政治的パフォーマンスとして、行政の自己満足的なものとして扱われるものであってはならないものと考えております。

一方で、本件に関しましては、私も自身が所属いたしております大阪弁護士会子どもの権利委員会におきましても、子供の権利に関する条例や子供を守る条例といった名称の条例制定を働きかける動きがあることも承知をしております、関係法令を踏まえながら、適切に判断してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、条例の制定を前提とするのではなく、子供にとって必要な施策は何か、法令の規定に加えて、市民等に義務を課し、または権利を制限すべき事項があるのか、また本市が独自に子供の権利として規定すべき事項があるのか、市長の施策方針や行政計画における位置づけとすることでは不十分であるのかなど、そういった様々な点を検討いたしまして、その上で条例制定の必要がある場合には議会に提案してまいりたいと考えております。

○眞鍋亜樹 ご答弁ありがとうございます。

本当に今市長がおっしゃったとおりで、条例制定が目的になってはならないと。これは一

つの手段でありまして、一番大事なのは実情の部分で、子供たちの権利をしっかりと守るっていう体制が施策であり、条例でありしていくことが大事だと思います。同じ思いでありますので、一番適切に推進されていくことを望んでおります。

続きまして、中項目、産後ケア事業の取組についてお伺いいたします。

産後ケア事業は、退院直後に母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うものであります。身体的、精神的サポート、育児支援、家族全体のサポート、社会的孤立の防止、公衆衛生の向上など多岐にわたる重要な役割を果たしております。本市におきましては、令和4年4月より事業が開始され、丸2年が経過し、着実に周知が広がっているところです。この4月から要綱等が見直され、運用されております。よりお母さん方の心身の状況に寄り添った運用の在り方が行われていらっしゃると思っております。

1つだけ非常に気になっていることがあります。それは担当者の方にもお伝えしておりますが、ホームページでの事業の案内につきまして、利用料につきまして、利用者の自己負担の金額は示されず、代わりに市が負担する金額は掲載されている状況でございます。この事業は市のほうで9割ほどご負担いただき、市民の皆様のご負担をご軽減いただいていることは大変感謝しております。ただ、それをホームページで示していき、その高額な金額の表示となり、心身の状態が十分とは言えない産後のお母さん方にとって与える負担が大きいに思います。また、行政の負担額をわざわざこのホームページで市民の皆様に表示する必要性についても疑問が残る点でもあります。なぜなら、他事業におきましてこのような表示形式になっている事業は見受けられません。ぜひお母さん方の心身の状態に寄り添った形にさせていただきたいと強く要望させていただきます。

そのことも含めまして、産後のケアをするということは、いつも申しておりますが、人の人生の中でのたった数か月のことではありません。この時期は非常に繊細な時期であるということ言うまでもなく、この時期に不調なまま過ごせば、その後も不調を長く引きずることになります。それは、お母さん自身だけの問題ではなく、最後のしわ寄せは小さな子供たちに虐待となって現れることもあります。心身の体調が優れないままに育児に向かうことがどれほど危険な状態を生み出すかということもご考慮いただきたく思います。それは逆に言えば、産後のこの時期をしっかりとサポートすることで防げる児童虐待が多く存在しているということです。そのことも含めまして、香芝市における産後ケア事業の重要性について、そして今後の産後ケア事業への取り組む姿勢につきまして、三橋市長にお伺いいたします。

○市長 産後ケア事業に関しましては、妊娠期から育児期までの切れ目のない支援の中で、産後1年未満という短い期間におけます事業でございます。産後の体調が万全でないときから始まる慣れない育児に対しまして、精神的、技術的な支援を実施することにより、安心して育児に取り組むことができる環境を整えるものであり、場合によっては子供の虐待を未然に防止することにもつながるものでございます。産前産後の施策の推進については大

大変重要であると認識をしております、産後ケア事業につきましても適切に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘の利用料金の表示につきまして、利用者負担額、また市負担額のそれぞれの表示は検討いたしまして、不適切な状態であれば改善をしてみたいと考えてございます。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

この産後ケア事業が大変重要であるというお言葉をいただき、とても安心しております。料金表示についても検討くださるということで、重ねてお願い申し上げます。

次に、中項目3に入りたいと思います。離婚後の共同養育の体制づくりについてお伺いいたします。

離婚後の共同親権導入を趣旨とする民法等の一部を改正する法律が今年5月に成立、公布され、公布から2年以内に施行されることとなりました。これに向けて、基礎自治体として共同養育の体制づくりをしていくことが求められているところにあります。

最近の報道としましては、今週25日火曜日、時事通信社より、政府は25日、関係府省庁による連絡会議を設置すると発表いたしました。改正法は2026年までに施行が予定されており、7月前半にも初会合を開き、制度の円滑な運用に向けて、ガイドライン策定などを進めるとありました。

自治体単体では動きにくい面もあることから、その課題に対してしっかりと早期のガイドラインの策定を国に求めていくことも必要かと思えます。また、こども基本法の理念にもありますように、全ての子供たちを幸せにしていくとの視点から考えますと、市民の皆様にとって一番身近な基礎自治体としてできることは、やはり前倒しして進めていかなければならないと考えます。

前市長の任期中のことでございますが、令和6年3月定例会の一般質問の中におきましても、共同養育計画書作成に向けての支援、親子交流の支援についてお願いしてきました。また、学校に係る別居親との関わりの現状についても確認させていただきましたが、課題がたくさんあることが見受けられました。

三橋市長は弁護士としてのご経験もあり、子供の権利という観点からも、共同親権に係る実情の深淵についてご理解が深いと推察いたします。基礎自治体が行える支援といたしまして、共同養育計画書の作成の支援、親子交流の支援、親教育講座の開催、別居親による園や学校の行事参加の促進、また子供の連れ去りや引き離しを防ぐために保育園入退園届提出時の両親への確認、DV支援措置制度の悪用防止のための措置なども挙げられます。

ここでのご質問は、子供の権利と子供の最善の利益の観点から、今後基礎自治体だからこそできる共同養育のための支援体制の取組に対しまして三橋市長の見解をお伺いいたします。

○市長 令和6年5月17日、先月でございますが、参議院本会議におきまして、離婚後の共

同親権について規定した民法等の一部を改正する法律案が可決され成立をいたしました。が、詳細については、まず国においてその改正民法の施行に向けた準備が行われるところでございます。

改正法を私も確認をいたしました。行政機関として実施すべきもの、また家庭裁判所をはじめとした裁判所において実施すべきもの、また弁護士が関与して実施すべきものなどもございますので、まさにこれから法律を踏まえて整理をしていく必要があるものと認識をしております。市町村として講ずべき施策につきましては、国の動きを待って検討してまいりたいと考えております。

また、その上で市町村として、本市として先行して実施をすることができるものがあるのではないかと、趣旨のご質問であると理解をいたしました。が、保育園、また学校も含めてでございますけれども、運動会等の行事に際して別居親が参観することができるのかどうか、また保育所等の入退園、また転園等の手続において、こういった手続の整理が必要であるのかにつきましては、法律の規定を踏まえて整理をしてまいりたいというふうに考えてございます。

一方で、共同養育計画書の作成の支援や親子交流の支援、この親子交流の支援というのは、個別具体的なケースにおいてということ踏まえてのご質問かと思っております。これらが果たして市として実施すべきものであるのかどうかというのは、議論の余地があるのではないかと、このように考えてございます。共同養育計画書の作成の支援という、ひな形をお示しをするというようなことぐらいはできるのかとは思いますが、私の感覚から申し上げますと、どちらかという、これは当事者同士が弁護士を代理人につけて作成していくものであるのではないかと、また場合によっては家庭裁判所等において協議をいただくべきことではないかと、このように考えてございます。一定、市町村ができる、本市としてできるような事柄もあるかも分かりませんが、それらは単に標準的なひな形をお示しするといったようなものにとどまるのではないかと、このように思います。それ以外につきましては、本市として実施すべきことがあれば、ぜひ実施をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 大変詳しく、一つ一つに答えていただきありがとうございました。

今回、今お答えくださったやつを一つ一つご質問はいたしませんけれども、本市において実施をしていくことが必要であればというお言葉を最後にいただきましたので、そのことにつきましては、またご提案等なりしていきたいと思っております。

1つだけ、保育所、学校に対して別居親が参加できるかどうかという表現がございましたが、できる、参加することを拒否するというものは何もないというところは国会のほうの答弁の中でも出ましたので、また資料等提出させていただきたいので、見ていただければと思います。

この質問は終わります。

## 「学校に行きづらい子どもたちの居場所について」

○眞鍋亜樹 続きまして、第2項目、学校に行きづらい子どもたちの居場所についてに移ります。

教育部のほうにご質問したいと思います。

少子化であるにもかかわらず、学校に行きづらい子供たちは年々増加傾向にあり、居場所の提供は子供たちの心理的安全、自尊心、社会的つながりの確保に大きな役割を果たします。

令和4年6月定例会におきまして、学校に行きづらい子供たちの居場所づくりについて一般質問を行いました。その後の取組状況や令和6年度の新たな取組について、今後の方向性についてお伺いいたします。

中項目1、増え続ける不登校の子どもたちの現状と対応について。

令和4年6月から本年6月まで、香芝市における不登校児童・生徒数はどのように推移しているのでしょうか。

○教育部長 お答えいたします。

不登校を理由に30日以上欠席した児童・生徒数は、各年度末での数値として、令和4年度につきましては、小学校69人、中学校137人で合計206人、全体に占める割合につきましては2.82%となっております。令和5年度につきましては、小学校95人、中学校では142人となっております。合計で237人、全体に占める割合は3.34%となっております。なお、令和6年度の5月末現在、小学校は20人、中学校は45人の計65人となっている状況でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

やはりちょっと多くなっているなという印象ではございますが、令和4年度から現在に至るまでの不登校児童・生徒数の推移についてどのように捉えているのでしょうか。見解をお聞かせください。

○教育部長 令和5年度末まで、香芝市の不登校児童・生徒数は増加傾向にございます。その理由として、保護者の不登校に対する意識の変化とともに、令和2年から4年までの3年間においては、長期化するコロナ禍における不安、生活環境の変化、学校生活における制限等の影響が少なからずあったものというふうと考えてございます。

学年に着目いたしますと、小学校1年生、中学校1年生の時期はいわゆる小1プロブレム、中1ギャップが気になるところではございますが、令和4年度、5年度の2年間を比較いたしますと、その時期に不登校児童・生徒が急に増加するということはないのが現状でございます。学年が上がるにつれまして不登校児童・生徒数が増えてくることが見受けられてございます。兆候を察知したときに、できる限り早く学校と関係機関が連携して支援を行う必要があると、そのように考えてございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

傾向について見解をお伺いしました。察知したときに、できるだけ早く学校と関係機関が連携して支援を行う必要があるとのご答弁でありましたが、香芝市においては、不登校の子供たちを対象とした適応指導教室すみれ教室が設置されております。前回、令和4年6月にご質問したときには、すみれ教室の利用状況が低い水準であり、もっと利用しやすいように環境を改善してほしいという趣旨の質問をいたしました。そこも含めまして、現在のすみれ教室の状況についてお伺いいたします。入室に係る相談者数、体験者数、入室者数増減及び学齢の内訳、入室等における傾向についてお伺いいたします。

○教育部長 お答えいたします。

令和4年度は、相談及び体験者数は28名でございます。うち小学生6名、中学生22名となっております。入室者は6名で、6名とも中学生でございました。令和5年度につきましては、相談及び体験者数は29名、うち小学生13名、中学生16名でございます。入室者は8名で、うち中学生が7名、小学生が1名となっております。令和6年6月現在でございますけれども、見学、相談が20名、うち小学生が7名、中学生が13名でございます。入室生は、令和5年度末で中学生4名、小学生1名が卒業のため退室いたしましたので、現在のところ3名在籍いたしております。入室予定の児童が1名加わる予定となっております。この2年間の傾向を見ておりますと、小学生の相談、見学が増加しているというふうに認識いたしております。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

小学生の相談、見学が増加しているというところで、今令和4年、5年でお聞きしましたが、相談、体験は29名と28名という人数、そのうち入室が6名の中学生、5年度が8名のうち1人が小学生、6年度は現在3名プラス1というところで4名ということになります。全体の人数が令和5年で237人であることを考えますと、そのうちの5年なので8名ですね。ということであれば、そのほかの229人はどこで過ごしているのかということになります。また、すみれ教室の受入枠や環境から考えても本当にいい場所でありますので、やはりもう少し多くの子供たちの受皿としての役割を果たしていただきたいということを心から思っております。

次にお聞きしたいのは、不登校児童・生徒のうち、すみれ教室以外で過ごす子供たちの居場所にはどのようなものがあるのかということについてお聞きいたします。

○教育部長 小学校では、保健室登校という形で居場所を確保するようにいたしております。中学校では、別室を開設し、利用生徒がいる場合には、空きの教員やすみれ教室の指導員らが個別に応じた学習課題に取り組む生徒への支援や教室での授業を配信するなど、教室に戻るスモールステップとなるように工夫をいたしております。また、小・中学校とも放課後登校を実施しているという、そういったケースもございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

別室登校や放課後登校にもご対応いただいているというところで、現場の教員の皆様、別室登校や放課後登校、専門の先生がいらっしゃるわけではないと思いますので、大変頭の下がる思いでございます。働き方改革という視点でいきますと、やはりそこは非常に難しいところもあるかと思いますが、その折り合いをつけながら、現場で工夫して、子供たちに最善の方法で寄り添っていただいているということで理解いたしました。

現在、別室登校ということもご答弁いただきましたが、やはり学校によっていろいろ差があるのではないかとと思います。別室の整備状況と現状についてお聞かせいただきたいとと思います。

○教育部長 市内4つの公立中学校とも、別室登校が可能な場を提供いたしております。また、小学校においても、同様の場を設けている事例も把握してございます。ただ、いずれも詳細な運用状況を把握してございませんでして、今後詳細な調査を行って、しっかりと把握してまいりたいというふうに考えてございます。

すみれ教室をステップとして別室登校に移行した中学生もおりますので、すみれ教室の効果的運用を検討する上でも、今後状況をしっかりと見守ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

すみれ教室を必要とする生徒と別室登校を必要とする生徒、その間にちょうど入って、モールステップの中で子供たちを支えているという状況についてお聞きいたしました。全体的な把握は今後調査されるというところで、また分かり次第教えていただければと思います。

不登校という言葉で申しますが、もはや学校だけで何とかできる状況にはない人数になってきたかなと感じております。実際に民間におきまして、フリースクールや居場所づくりといった民間で熱量を持って取り組んでくださっている団体さんも多く存在しております。香芝市内におきまして、民間で提供されている子供たちの居場所にはどのようなものがあるかについては、教育委員会のほうにおきましては把握されているでしょうか。

○教育部長 お尋ねの市内の民間サービスの把握でございますけれども、市教委として一元的に情報を集約いたしてはおりません。不登校の子供たちの居場所として、個々のケースの情報を蓄積いたしまして、各校の教育相談や生徒指導の担当者間でこの情報交換をすることにより、情報量が徐々に増えていっているという、そういった状況でございます。

保護者から子供たちの居場所を紹介するように求められた場合の各校の対応といたしまして、共通いたしておりますのは、やはり公設のすみれ教室のご案内ということになります。民間施設については、事例として保護者の方に紹介するケースもございますけれども、施設の中には利用料が高額なものもあるということもございまして、保護者への情報提供

には慎重になっているという、そういった現状でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

一元的に情報集約はしていないけれども、担当課同士での共有はあり、その子には合うんじゃないかと思ったときは多分お知らせいただいているのかなという状況かなと思います。懸念されている事項につきましても、高額であったり、一つ一つの質がどんなものかというところが担保されないものを学校からお知らせするというのはなかなかハードルの高いことかなという状況については大変理解いたします。その一方でと言わせていただきますけれども、香芝市の宝である大事な子供たちが学校に行きづらくなった場合に、じゃあどこで過ごすんだってなった場合に、社会的なつながりから全く絶たれてしまい、全く家から出ないという状況になっていくことを想像した場合に、もっとさきの段階で何らかの手だてがあったのではないかということも考えられるところかと思えます。

民間事業者のサービスの情報提供が難しいとするならば、ちょっと1つご提案したいのが、何らかの基準を整理するなど、そこをクリアしているところ、あるいは何らかの団体に属して、ある一定の程度の基準はクリアしているところということであれば情報提供できるよという状況は作り出せるのではないかと思います。そう私が思っているのは、今学校や教育委員会から堂々にご紹介できるところに幾つか選択肢があるのでしたらいいんですけども、すみれ教室一つということであるならば、やはりもう少し選択肢を広げていくことも子供たちを受け止められる場所に出会う機会が増えていくのだろうと考えます。そういう意味で、民間の情報提供はできないと、そこで終わってしまうのではなくて、どうやったらできるかなというマインドの中で考えていっていただきたいと思います。自分がもしその子供自身だったら、自分がその子の親だったらというところの視点からも考えていただきたいと思います。これについては要望しておきます。

また、子供たちの選択肢の一つとして、放課後デイサービスの事業者の中にも不登校の居場所としての機能を有しているところが市内にあるとお聞きしております。そこでは大変熱量を持って子供たち一人一人の状況に寄り添い、子供たちが学校をはじめとする社会的なつながりから絶たれてしまわないように、子供たちが後で困らないようにとご尽力いただいていると聞いております。

そこで質問であります、放課後デイサービス事業者で、通常は放課後デイなので放課後の利用になるのですが、日中利用の場合、出席扱いについては校長の判断などで出席扱いとして扱われるのか、それについてお伺いいたします。

○教育部長 まず、学校外の民間施設において相談、指導を受けている場合の指導要録上の出欠扱いにつきましては、文部科学省から指針が示されてございまして、それに従って判断することとなります。前提となる要件といたしましては、不登校となった児童・生徒が学校への復帰を希望した際には、円滑な復帰が可能となるよう、適切な支援を実施していることが必要になるということでございます。また、保護者と学校との間に立つて十分な連携協力

体制が保たれているということも前提となります。相談、指導に加えて、学習の計画や評価といったことも出席扱いする上での判断材料となりますので、そういったことを踏まえて校長が判断するというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

文科省からの指針というものがあまして、それを満たしていれば出席扱いも可能ということで、そのような視点からも子供たちの選択肢が広がるということはいずれも思います。

また、これは先行例のご紹介になるのですが、お隣の上牧町に官民連携のフリースクール、Smile Farm かんまきが令和4年9月から市役所のすぐ横に設置されています。そこでは子供たちの笑顔を育む新たな拠点と銘打って、子供たちが自分らしく生きるための新たな居場所であり、選択肢となっております。視察のほうにも行かせていただきましたが、現場の民間のスタッフの皆様、教育委員会の皆様とともにお気持ちを合わせて、熱量を持って取り組んでいる様子が短い時間にも感じることができました。

香芝市におきましても、こうした官民連携の取組も視野に入れて、民間のお力も借りながら、行政もそれを支援し、展開し、子供たちの選択肢を広げていくということも、その可能性をご検討いただきたいと思います。こちらは要望しておきます。

続きまして、児童福祉課のほうにご質問したいと思います。

児童福祉課のほうにおきましても、不登校の子供たちへの居場所づくりとしまして、たんぼぼ教室が開催されていたかと思えます。その概要についてお尋ねいたします。

○福祉部長 答えいたします。

たんぼぼ教室は、子供たちへの学習及び精神面の支援を行うことにより、居場所の提供を目的といたしまして、令和5年から開始した香芝市子どもの居場所づくり事業の通称でございます。総合福祉センターの会議室を利用いたしまして、土曜日の午後2時から5時半まで、原則毎月4回実施をしております。

以上です。

○眞鍋亜樹 概要ありがとうございます。

土曜日に開催しているというところで、子供の居場所づくりということでありますので、小・中・高生の不登校のお子さんということが対象ということでしょうか。

○福祉部長 たんぼぼ教室では、不登校のお子さんも含めて、独り親家庭、生活保護世帯、準要保護世帯の小学生、中学生、高校生年代の子供が利用対象となっております。

○眞鍋亜樹 高校生の年代のお子様も対象ということでお聞きいたしました。

現在の利用人数や不登校のお子さんの利用率と、また支援されている先生の状況についてお聞きいたします。

○福祉部長 答えいたします。

4月1日現在の状況でお答えさせていただきます。登校児童数は17名、不登校のお子様の

利用率は、うち11.7%でございます。支援者である講師は8名と学生のボランティアが1名来ていただいています。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

先生が8名と学生のボランティアさんにも関わっていただいているというところ、また不登校のお子さんをしっかりと把握されているというところでお聞きいたしました。

たんぼぼ教室において、ボランティアの学生さん、また支援をいただいている先生との子供たちとの関わりはどのようなものか、教えてください。

○福祉部長 お答えいたします。

たんぼぼ教室は、いわゆる指導するというようなことが目的ではございません。子供からの話を傾聴するということを基本にしておりまして、学習につきましても、少しでも子供の自信につながるように、寄り添いながら、一人一人に合った支援を行っていただいております。

以上です。

○眞鍋亜樹 しっかりと寄り添っていただいていると思います。

不登校の子供たちを対象としている点におきまして、児童福祉課の事業でございますが、教育部のすみれ教室、不登校の子供たちということにおきまして、市内の子供たちという部分においては同じ子供たちを対象にしているかと思えます。その部分におきまして、すみれ教室との連携、情報の交換等を行われているのかについてお聞きいたします。

○福祉部長 現時点で、すみれ教室との直接的に共同して事業を実施するというような連携はございません。しかしながら、すみれ教室を利用されていますご家庭には、新しい居場所の一つとして、たんぼぼ教室のご案内をいただいている状況でございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。

新しい居場所の一つとして、たんぼぼ教室のこともしっかりとどのようなものか、教育部のほうにもどのようなものか一回行っていただくなり、理解して、ご提案いただけたらいいなと思います。

令和5年度からの事業ということで、利用しているお子さん等からの声などは届いているでしょうか。

○福祉部長 令和6年3月に、利用しているお子様にアンケートを実施いたしました。その結果でございますが、「この教室に通って、よい変化がありましたか」という問いに対して、最も多い回答は「勉強が分かるようになった」、次いで「人と話すことができた」、そして「挨拶をするようになった」という順でございました。このような回答からも、子供たちの居場所づくりや学習の支援につながっているというふうに考えてございます。

○眞鍋亜樹 今、すごい、子供たちの言葉の中に「勉強が分かるようになった」、「人と話すことができた」というのはすごく大きな言葉かなと思います。大事にさせていただきたいと思

います。

また、たんぼぼ教室におきまして、高校生も対象ということです。15歳以上の行き場所、ひきこもり、若者の支援の受皿についてはどのようにお考えでしょうか。

**○福祉部長** 議員お述べのとおり、たんぼぼ教室はおおむね18歳頃の高校生年代も対象としてございます。また、そのほかの受皿といたしましては、これは県の事業になるのですが、月2回、香芝市において会場を提供いたしまして、若者の自立のための相談会を開催しております。また、香芝市の社会福祉協議会が実施しております当事者のつどいや家族のつどいは、これらの居場所の一つとなっているところでございます。

以上でございます。

**○眞鍋亜樹** ありがとうございます。

中学校を卒業した15歳以上の高校生年代の居場所づくり、受皿についても、支援されている皆様から現場の声が、様々な声が上がっております。中学校までは教育部というところでしっかりと考えてくださるんですけども、そこを越えると今度は福祉部の担当になるというところで、その接続につきましても、連携等難しいところもあるかもしれませんが、香芝市の子供たちという意味では一人対象として、しっかりと連携していただきたいと思えます。今回は高学年の対象に対してはこれ以上は触れませんが、引き続き若者への支援よろしくをお願いします。

続きまして、中項目2に移ります。令和4年6月定例会からの答弁の進捗状況についてお伺いいたします。

令和4年6月定例会において、すみれ教室の案内を本人や保護者の気持ちに寄り添った形で実施していただくため、パンフレットの改善を図っていただくよう提案しましたが、その後どういうふうになりましたでしょうか。

**○教育部長** 当時、ご質問をいただきましてから早速リニューアル作業に取りかかりまして、保護者や子供本人に安心して足を向けてもらえるようという視点でリニューアルをいたしました。利用の方法について、本人の意向を十分に踏まえて入室を検討できる仕組みであること、裏面の地図を指導主事が手描きで描いて、温かく柔らかい雰囲気でお伝えできるように心がけたものでございます。

以上です。

**○眞鍋亜樹** ご答弁ありがとうございます。

前回の質問より、パンフレットの改善について迅速にご対応いただいたということに感謝を申し上げます。パンフレットにつきましても見せていただきましたが、フローがとても分かりやすく、手描きの地図、裏面の地図も優しさや温かさを感じていたところです。今ご答弁にありましたとおり、指導主事の方が手描きされたというところでお聞きいたしまして、担当者の皆様がそれぞれの得意分野というところを生かしながら、その適性を発揮されていることを頼もしく思っております。

では次に、**安心できる居場所づくりという視点での環境整備についてもお願いしており**

ました。そこについて、今現在の実施状況はどうでしょうか。

○**教育部長** 現在、不登校児童・生徒が自宅以外でも心から安心して過ごすことができるよう、不要な物を廃棄いたしまして、すっきりとさせた上、ほっとして座れる、居心地のいいようなスペースを教室の一角に設置することを企画いたしているところでございます。

また、先日ですが、中学生の通室生がすみれ教室の校外学習に参加する中で、「私たちがすみれ教室でこんなふうに楽しく過ごしていることをみんなに知ってもらえればいいのに」、「私も手伝いたい」といったようなことを発言していたことを受けまして、安心して過ごせる場であるということを広く発信することも今検討中でございます。

以上です。

○**眞鍋亜樹** ありがとうございます。

子供たちがほっとできるスペースへの環境整備が進んでいるということをととてもうれしく思います。また、子供たちからの声が本当にうれしくて、先ほどの児童福祉課からご答弁の中にもありました子供たちの声もうれしいものでございましたが、子供たちが自分から何かしたいというような気持ちを表してくれることがとてもうれしい。また、何よりも、ここで大事に思うのは、子供たちが声を上げられる環境であるということ、またその声を拾ってくださる環境であるということが目に見えたということをととてもうれしく思います。引き続き子供の声を大事にするということが続けていっていただきたいと思います。

また、先日すみれ教室を視察させていただいたときにちょっと気になったんですけれども、高学年用の大きな机と椅子が並んでいるという状況でございました。現在のご利用が中学生や小学校高学年が多いということにご対応いただいていると思っておりますが、対象者は小学生低学年からも含まれ、また相談、体験には来られるという状況にあります。やはり対象となる各年齢、発達段階の子供たちが、自分がここに关わるイメージができるように、共に過ごす居場所づくりという観点で環境づくりも実施が必要かと思ひます。それについてのお考えはどうでしょうか。

○**教育部長** 現在、中学生と小学生の通室生が共に過ごしておりますけれども、それぞれの体格に合わせて机や椅子の高さを変更するなどして子供の体格に合わせております。学習習慣を整える目的もあるわけでございますけれども、学校に戻るまでの間、そこは自分の居場所なんだよと子供たちが思えるように、様々な視点から配慮させていただいているところでございます。

以上です。

○**眞鍋亜樹** ありがとうございます。引き続き配慮等お願いいたします。

次に、中項目3、令和6年度から始まる新たな取組についてご質問いたします。

令和6年度の重点事業にも上がっております働き方改革の一つであります不登校相談員の配置について概要をお伺ひいたします。

○**教育部長** 既に学校に行きづらくなっていること、また学校では相談しづらいという思いを持っておられる方もおられるということで、相談を受けにくい環境にある児童・生徒、

そしてその保護者を対象に心理的支援を行うために、新たに臨床心理士を1名配置した事業でございます。「いやしルーム」と名づけて、運用させていただいております。すみれ教室の面談室を活用いたしまして、毎週火曜日、木曜日の週2回、午後から4枠の相談を受け付けているところでございます。

以上です。

○真鍋亜樹 「いやしルーム」という専門職の方に頼れる場所が増えたということは、これまで以上に寄り添った支援ができるのではないかとご期待申し上げます。

もし分かれば具体的な件数などを示していただき、不登校相談員についてどのような効果が期待できるかについてお考えをお聞かせください。

○教育部長 学校で相談しづらい児童・生徒や保護者の相談機会を確保するという目的で開始した本事業でございますけれども、6月25日現在で18件のケースに対応いたしておりますことから、ニーズに応えることができているのかなというふうに捉えております。

また、「いやしルーム」での相談を受けて、すみれ教室の通室につながったケースもあるということで、すみれ教室の効果的な運用に向けても、課題の解消の一つになっているというふうに理解いたしております。

以上です。

○真鍋亜樹 ありがとうございます。

まだスタートしたというところなのですが、現在の受け止めとしまして、不登校相談員につきまして、子供本人でありますとか保護者、教員の皆様はどのように受け止めているのか、お声などは上がっているでしょうか。

○教育部長 今後、各ケースの当事者であります子供本人、また保護者、その学級担任や管理職からの声を聞き取りまして、よりよい運用に向けて、課題を捉えるとともに、事業の効果を検証していく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○真鍋亜樹 ありがとうございます。

この項目の最後の質問となります。今後、すみれ教室の運営につきまして、方針あるいは目標等ございましたら伺いたしたいと思います。

○教育部長 いわゆる教育機会確保法の理念に基づきまして、児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することなどについて共通認識を持った上で、関係機関と連携を図り、運営をしてみたいというふうに考えてございます。

すみれ教室が真に児童・生徒の自立に向けた足がかりとなるよう、相談にやってくる児童・生徒及びその保護者に対して丁寧な面談を行い、その意向に沿った対応に努めてまいりますというふうに考えてございます。

また、先ほどから述べておりますとおり、安心できる居場所づくりとしての環境整備に努め、その情報を発信してまいります。同時に、通室を希望しながら、保護者の送迎が困難で

あることなどを理由に通室がかなわない児童・生徒を支援する手だても現在講じようとしているところでございます。

以上です。

○眞鍋亜樹 送迎の手だても考えていってくださるというところで、そこはお願いしたいと思います。

最後に、教育長にも同じ質問したいと思います。今後の方針についてお答えいただきたいと思います。

○教育長 子供たちが不登校に至る原因は、一人一人子供ごとに異なります。まずは、一人一人の子供、そして家族の置かれた状況やその思いに丁寧に寄り添うこと、子供を大切にすることということに徹することが重要であると考えております。学校長や教員に対し、常にその考えを伝えております。そして、不登校になった子供の自立に伴走するという思いで、しっかりと支援、応援をしていきたいと考えております。

以上です。

○眞鍋亜樹 ありがとうございます。教育長の一言一言、しっかりと思いを込めて言ってくださったこと心に届きました。しっかりと今後も子供たちの声を聞きながら、推進についてお願いしたいと思います。

第2項目の質問を終えます。

### 「こどものあそび場（都市公園）について」

○眞鍋亜樹 次に、第3項目、こどものあそび場（都市公園）について質問をお伺いいたします。

子供たちの遊び場として都市公園は、子供たちの社会的なつながりを持つ場であり、健康的な成長と発達を支えております。身体的健康、社会性の発揮、創造性の刺激、精神的健康、安全な遊び場の提供、家族の交流や環境教育、利便性の向上といった多くの面で公園は子供たちにとって重要な役割を果たしております。

また、ここで言う子供たちにとっての遊びというものは、子供たちにとって健やかな成長の原点でございます。例えば子供が遊びに没頭し、体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや創造力、好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキル双方を育むことに加え、多様な動きを身につけ、健康を維持することにつながり、ひいては生涯にわたる幸せにつながります。

基礎自治体として、こういった遊び、学びへのつながり、その機会を保障することの重要性をしっかりと認識した上で、都市公園も一つの地域資源となることを考えていかねばなりません。香芝市におきましては、昨年度市内都市公園の一斉遊具点検が実施され、その結果使用禁止となっている遊具が多くなっております。

まず、お聞きしたいのは中項目1です。遊具点検を受けた市内都市公園の現状についてです。使用禁止の遊具の現状についてお伺いいたします。

○都市創造部長 令和5年度に90公園、364基の遊具を点検しております。そのうち危険な状態の遊具である21基について現在使用禁止措置をさせていただいております。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 危険な状態の遊具が21基、使用禁止中であると聞きました。全体で364ということをお考えますと、市民の皆様から声が結構どこ行ってもというような感じで聞くのですけれども、21基ということで、お聞きしている声の印象よりは少ないのを感じました。

問い2に移りたいと思います。

現在、使用禁止となっている遊具につきましても、通常の遊具点検では使用禁止とまではいかなかったものも含まれるかと思えます。一斉点検を行うことで使用禁止となっている状態になっております。これまでの通常の遊具点検の方法、一斉遊具点検における方法等について、その違いはどのようになっているのでしょうか。

○都市創造部長 これまでの公園遊具の点検につきましては、職員が目視点検により実施してまいりました。それでは内部の変形や異常が把握できないことから、昨年度より専門業者に業務委託を行い、遊具の劣化状況や塗装状況、安全領域等を勘案し、総合的に行ったものでございます。

以上でございます。

○眞鍋亜樹 これまで職員の皆様の目視点検であったものが専門業者の方をお願いしたことで、総合的に見ると使用の許可が出ない状況であったということで理解いたしました。

ご答弁の中に安全領域の勘案ということもおっしゃられておりましたが、安全基準も昔とは違ってきていることも理解いたします。そのような中で、今の基準によってしっかりとご点検いただくことはとても大事なことであり受け止めております。まずは引き続き、命を守るということを最優先していただきたいと思います。また、そのことを市民の皆様にも十分理解していただき、ご協力いただくことがとても重要かと思えます。

その一方で、子供たちの日常においては、近所の公園が使えないということはとても残念なことであります。子供たちの日々の対応の方法としましては、諦める、またはほかの離れた公園に行くということをお伺いしております。やはり子供たちにとっては遊具のある公園は魅力のある公園であり、おのずとコミュニティーが形成され、それもまた地元香芝への愛着につながるのであろうと考えます。子供たちが心待ちにしております。公園遊具の今後の整備方針についてもお伺いしたいと思います。

先ほど中谷議員のご質問のご答弁の中で、今年度中に指針を示すともございました。その指針の中に住民の皆様のご意見が反映されるのかどうかというところの点についてもご一緒に入れて、ご答弁をお願いいたします。

○都市創造部長 先ほど言いました指針についてなんですけれども、これにつきましては、これからどういった公園を目指すといった大きな枠での指針でございます。一つ一つの公園

については、またそこから別に、**地元の自治会、住民の方の意見を聞いた中で遊具の更新を考えていきたいというふうに考えております。**

以上でございます。

○真鍋亜樹 ありがとうございます。

しっかりと地元住民の皆様のご意見も聞いてくださるというところで、地域に求められている公園の形、地域に愛される公園の形というものをつくり上げていただきたいと思えます。地元自治会の皆様のお声をお聞きしているというところで、それについて集約するので、大人の意見というものや大人の都合というものが大きく反映されてくるのかと思いません。最初、第1項目で述べさせていただきましたように、今子供の意見反映についても重要視されるようになりました。自治会からの意見抽出の際には、従来の方法に加えまして、子供たちの意見を聞くために、さらにもう一步踏み込んで、例えば行政側から子供用のアンケートのフォーマットであったり提示するなどして、当事者である子供たちの声を直接広く集めるような工夫も必要な時代でないかとも思います。ぜひご検討いただきたいと思えます。

また、今子供のアンケートの話もしましたが、私個人であります、5歳から小学生の30人ほどを対象に公園アンケートを取りました。一部ご紹介いたしますと、子供たちが好きな公園遊具として上位に来ておりましたのはブランコ、滑り台、鉄棒、ジャングルジム、シーソー、またちょっと大きな子供たちはバスケットゴールなどが挙げられておりました。どれも特別珍しいものでなくても、子供たちにとって魅力的に映っていることもお伝えさせていただきます。

こども大綱に示されていますとおり、子供や子育て当事者の目線に立ち、子供のための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、子供の遊び場とそのアクセスの確保、親同士、地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進することは、子育てに優しい、住まいを拡充することを目指すことにつながりまして、市長がおっしゃってございました子育て世帯を中心に選ばれるまちとして発展していくことに直結していくことかと思えます。そういう意味でも、公園に係る事業は大変重要なものであります。今日お伝えしましたこともぜひご考慮いただき、安全にわくわくとできる公園整備をさらに進めていただきたいと思えます。

最後に、市長にもお尋ねしたいと思えます。

これまでお話ししました公園整備による魅力的なまちづくり、子育て世代を中心に選ばれるまちという視点についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長 公園の魅力創造が子供たちにとっても、またその保護者にとりましても有意義なものであるということも承知をしてございます。遊具を含めた公園施設の適正な管理の観点から、安全性を確保した上で、魅力あるような公園整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

先ほど都市創造部長からも発言ございましたけれども、街区公園と一部子供の人口やそ

の地域の人口分布もしっかりと検討した上で、見直すべきところは見直しをして、地域に応じた魅力ある公園整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○真鍋亜樹　ご答弁ありがとうございます。

地域に応じた魅力ある公園の整備を進めていくということで、推進についてお願いいたします。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。